

今話題のふるさと納税・注意が必要かも？

実質2,000円で各地の特産品がもらえると今話題のふるさと納税ですが、実はその市町村からの「謝礼の品」が一時所得になるのです。

そんな話聞いてないよ！という方、一時所得の計算方法をごらんください。

$$\text{一時所得} \text{ は } \begin{array}{c} \text{A} \\ \text{その年中の一時所得に係る総収入額} \end{array} \text{ 引く } \begin{array}{c} \text{B} \\ \text{その収入を得るために支出した額の合計額} \end{array} \text{ 引く } 50\text{万円}$$

※A-Bが50万円に満たないときは A-B

その年の一時所得がこの「謝礼の品」だけであれば、50万円を超えるほどの「謝礼の品」を受け取る人はそうそういらっしゃらないと思われるので問題ないのですが、一時所得はこのほかに例えば「生命保険契約などに基づく一時金」などがあります。臨時的な収入のあるかたは申告漏れの無いようご注意ください。

※くわしくは最寄りの税務署へお問い合わせください